

暴力団排除条項の導入について

当金庫では、平成19年6月に政府から公表された、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との取引を遮断するため、「信用金庫取引約定書」など融資関連の契約書に「暴力団排除条項」を平成22年4月より導入しております。

これに伴い、当金庫の取引に係る規定・約款に反社会的勢力との関係遮断に係る規定を設けさせていただきました。

平成22年7月1日以降は、暴力団排除条項の導入に伴い、新たにお取引をお申し込みいただく際などには、反社会的勢力ではないことの表明・確約をお願いすることとしております。

本条項は、お客さまが暴力団等の反社会的勢力に該当し、取引の継続が不適切である場合には、当金庫の判断により取引の停止または契約の解除ができることを定めた条項で条項導入前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

当金庫では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断の為の取組みを積極的に行って参りますので、お客さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。